

福島原発事故被災地における 地域再生の新たな展開方向 ——「ハードの復興」から「人間の復興」へ——

特任研究員 行友 弥

はじめに

東日本大震災と福島第1原子力発電所の事故から今年3月11日で11年が経過した。政府が当初設定した復興期間（集中復興期間および復興・創生期間の各5年）は昨年3月に終了し、復興政策の枠組みは大きく変わった。宮城・岩手両県の津波被災地を中心に社会インフラや産業の基盤施設といった「ハード」面の整備はおおむね完了し、福島県でもいまだ避難指示が解除されない帰還困難区域を除けば完成の域に近づいている。今後は、それらの事業で整備された器（ハード）にどのような「中身」を盛るのか、つまり住民の暮らしや生業、コミュニティを再生させていくのかということに焦点が移っていく。しかし、被災地の多くは現在も深刻な人口減少と高齢化に悩み、社会・経済活動の担い手が不足している。とりわけ原発事故で住民が長期の避難を強いられた福島県の原子力被災12市町村の実情は厳しい。改めてその現状を概観し、課題を整理してみたい。

1 営農再開を阻む要因

まず、被災地の主要産業である農業の再開状況をみておきたい。第1表は農林水産省「福島県営農再開支援事業実績報告書」（2020年度版）から作成したものである。原発事故によって避難指示区域が設定されるなど影響の大きかった12市町村^(注1)と、放射性物質による農作物の汚染を防ぐため作付制限が行われた4市を加えた営農休止面積は計1万7,659haに上るが、このうち20年度までに営農が再開された農地は、全体の4割弱にあたる6,827haにとどまっている。

広大な帰還困難区域^(注2)を抱える双葉・大熊両町がいまだ「ゼロ」になっているなど、地域による差は大きい。避難指示が比較的早く解除された市町村においても100%には達していない。また、営農再開のペースは近年、頭打ちの傾向がみられ、一部では面積が前年度比で減少に転じた（つまり、再び営農が休止される）例もある。遊休農地の増加は全国的な傾向ではあるが、復興の息切れまたは失速が懸念される。

再開が遅々として進まない理由は、農業構造の変化と考えられる。原発事故直後は避難指示や作付制限により、そもそも農業

第1表 避難指示の現状と営農再開状況

(単位 ha、%)

	避難指示区域(注)	営農休止面積	20年度までの営農再開面積	再開率	備考
福島市	なし	62	42	67.7	
二本松市	なし	67	63	94.0	
伊達市	なし	197	110	55.8	18、20年度は前年度比減
川俣町	一部(17年3月解除)	375	171	45.6	
田村市	一部(14年4月解除)	893	507	56.8	19、20年度は前年度比減
相馬市	なし	35	35	100.0	
南相馬市	一部(16年7月解除※)	7,289	4,262	58.5	
広野町	全町(12年3月解除※)	269	230	85.5	
楡葉町	全町(15年9月解除※)	585	385	65.8	
富岡町	全町(17年4月解除※)	861	30	3.5	
川内村	一部(16年6月解除)	605	354	58.5	19、20年度は前年度比減
大熊町	全町(19年4月解除※)	936	0	0.0	広大な帰還困難区域を抱える(双葉・大熊両町は試験・実証栽培の段階)
双葉町	全町(20年3月解除※)	723	0	0.0	
浪江町	全町(17年3月解除※)	2,034	134	6.6	
葛尾村	全村(16年6月解除※)	398	57	14.3	
飯舘村	全村(17年3月解除※)	2,330	446	19.1	20年度は前年度の3.4倍
県合計		17,659	6,827	38.7	

資料 農林水産省「福島県営農再開支援事業実績報告書」(2020年度版)

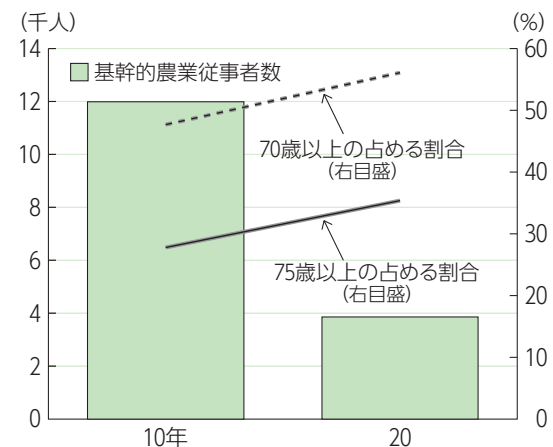
(注) 特定避難勧奨地点は含まない。広野町は町独自の避難指示。※は帰還困難区域が残る市町村。同区域内の一部には特定復興再生拠点区域が設定され、限定的に避難指示解除が進められている。

ができないための「営農休止」だった。また、いわゆる風評被害で営農意欲を失う生産者も少なくなかった。しかし、そうした制約が解かれ、風評被害が軽減されても^(注3)生産がなかなか回復しないのは、農業の担い手自体が減り、高齢化が進んだからであろう。併せて、住民が避難している間にインシヤサルが人里に進出し、農地や作物を荒らすようになったことも大きい。農業者の減少や高齢化、それに伴う獣害の深刻化も全国共通の現象ではあるが、被災地ではそれが一気に加速された。

農業構造の激変は、統計からも確認できる。2010年世界農林業センサスと2020年農林業センサスを比較すると、被災12市町村の基幹的農業従事者の合計は1万1,992人か

ら3,858人へと3分の1以下に減少した(第1図)。また、そこに占める70歳以上の割合を計算すると、47.7%から56.1%へ8.4ポイントも上昇しており、全体の半数以上を70代

第1図 被災12市町村における基幹的農業従事者数と高齢化の状況



資料 農林水産省「2010年世界農林業センサス」「2020年農林業センサス」

以上が占めるに至っている。センサスの結果は市町村の集計などと整合しない部分があり、一定の誤差脱漏もあると思われるが、全体の傾向に大きな違いはなく、農業を支える人的資本が危機的な状況にあることは間違いない。

(注1) 原子力被災12市町村は川俣町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村。このうち広野町は国による避難指示は出ず、緊急時避難準備区域への指定を受けて町独自の判断で全町民が避難した。

(注2) 帰還困難区域の面積は337km²で、福島県全体の2.4%に相当。原則として避難指示が継続し、無許可での立ち入りも禁じられているが、帰還困難区域内の一部には特定復興再生拠点区域が設定され、限定的に避難指示の解除と住民帰還へ向けた居住環境の整備が進められている。また、政府は21年8月31日の原子力災害対策本部で示した「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」において、同拠点区域以外の帰還困難区域についても「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」としている。

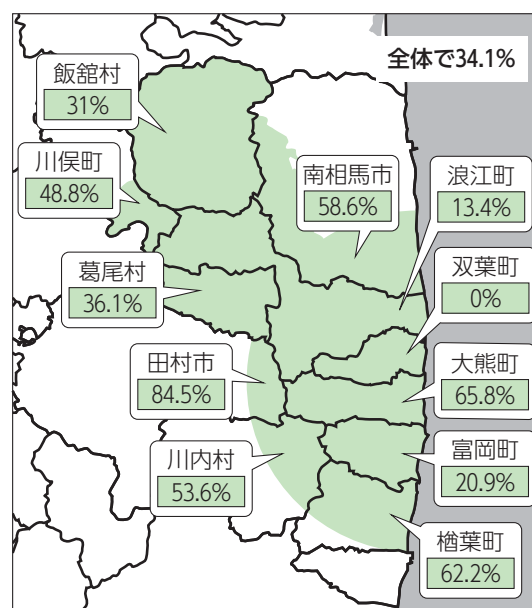
(注3) 消費者庁が定期的に行う意識調査によると、放射性物質を理由に購入をためらう産地として「福島」を挙げる人の割合は13年2月の19.4%から22年2月には6.5%まで下落している。

2 急激に進んだ人口減少と高齢化

農業者の減少と高齢化が、地域住民全体の帰還状況を反映していることは言うまでもない。

第2図は避難指示が解除された地域に住民登録がある（住民票を残している）人のうち、今年1月末または2月1日の時点で実際に居住している人の割合をNHKがまとめたものである。広野町を除く11市町村全体

第2図 避難指示が解除された地域の居住率



出典 NHK福島NEWS WEB「データで見る震災・原発事故」(一部修正)

(注) 広野町を除く11市町村。居住率は22年1月31日または2月1日の時点で避難指示解除区域に住民登録している人のうち実際に居住している人の割合。浪江・富岡・大熊の3町は解除地域以外に住民登録する人を含む。

では34.1%と低迷し、解除が早かった田村市都路町地区東部で8割台、川内村東部でも5割台にとどまっている。

高齢化も進んでいる。読売新聞（22年3月1日付）のまとめによると、21年末または今年1月1日時点の高齢化率（65歳以上の割合）は、都路町地区東部で50.4%、川俣町山木屋地区で50.0%、川内村東部で45.6%などとなっており、転入者を除いた帰還者に限れば、飯舘村、葛尾村、山木屋地区、川内村東部で6割を超えている。

今後の見通しも厳しい。11年にわたって全町避難が続いてきた双葉町では、今年6月に特定復興再生拠点区域での避難指示解除が予定され、同1月には住民が元の自宅などに泊まって帰還に備える「準備宿泊」が始まった。対象地域の住民登録は昨年末

時点で3,613人だが、準備宿泊が始まった同月20日時点で事前申請をしたのは11世帯の15人にとどまった（福島民報電子版22年1月20日付）。

復興庁と同町が昨年8、9月に実施した住民の意向調査（回収率47.8%）では「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した人は11.3%で、60.5%が「戻らないと決めている」と答えた。特に、30代の71.3%、40代の67.1%が帰還しない意向を示している。子どもの教育や雇用環境がネックと思われるが、子育て世代が戻らなければ地域の将来展望は描けない。社会・経済活動を担う人材の確保が急務になっている。

3 農業再生をめぐる施策とその限界

こうした状況を踏まえ、農業復興の関連施策では少数の経営体で生産を担える体制づくりが進められてきた。水田の大区画化や用排水の改良を行う基盤整備、コメの乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）、大型の畜舎や効率的な集出荷施設などが「福島再生加速化交付金」を活用して導入された＝写真。事業費には国費が充当され、地元負担や受益者負担はゼロであった。

同交付金事業で整備された施設の所有者は市町村になるが、組織経営体（法人組織や営農組合など）に無償でリースされ、あるいは農協にその運営が委託された。

一方、個人での営農再開を希望する農家向けに、必要な設備投資資金の4分の3を



福島再生加速化交付金を活用し葛尾村に建設されたラック式低温倉庫
＝18年10月（筆者撮影、以下同じ）

補助する「原子力被災12市町村農業者支援事業」も創設された。さらに、作物の放射性物質吸収を抑制するためのカリウム増肥や獣害防止用の電気柵設置、農地の保全管理（草刈り・耕うん）といった経常的な費用には、前述の福島県営農再開支援事業による助成が行われた。農業復興を支えるメニューは、相当にきめ細かく用意されたと言って差し支えないであろう。

また、被災地においては県の普及指導員や市町村の担当者の努力もあり、営農意欲を維持している農業者を中心に、株式会社や農事組合法人等の新たな組織経営体が次々と設立された。その多くは、上記の基盤整備事業や「人・農地プラン」と連動して結成されたものである。

しかし、それでも地域農業の将来には不安が残っていると言わざるを得ない。被災地の農業関係者に話を聞いてみると、こう

した営農組織の代表者や役員も60代半ば以上の高齢者によって占められ、後継者を確保できていないケースが多いからである。南相馬市小高区のある農事組合法人役員は「将来的には他の組織に農地を引き受けてもらうしかない」と打ち明ける。

また、原発事故までは集落住民が共同で行っていた草刈りや水路の清掃（土砂や落ち葉などを取り除く作業）をする人がおらず、電気柵の管理もバッテリー交換や漏電防止のための除草がままならない実態がある。作業効率を向上するため、自動運転トラクターやドローンなどを活用した「スマート農業」も導入されてきたが、それでも越えられない壁があり、山間部など条件の悪い農地の遊休化と荒廃が懸念される。

農業生産が効率化され「産業としての農業」の復興が進んだとしても、それが地域コミュニティの再生にはつながらないという、別次元の問題もある。以前は数十人で耕作していた100haの農地を数人の作業員でカバーできるようにすることは必要だが、地域の「にぎわい」回復は遠ざかる。居住者が減り、高齢化も進んでコミュニティによる支え合いが弱まれば、地域の衰退がさらに進むという悪循環がある。産業振興だけで、こうした負の連鎖に歯止めをかけることは難しい。

同区の別の株式会社代表は「我々が営農を再開したのは、農業が復活すれば集落に住民が帰ってきて、昔のような地域の姿を取り戻せると思ったからだ。だが、現実とは違っていた。復興とは、一体何なのだろう」

と嘆く。農業復興も道半ばだが、今後は農の営みを人々の幸福感に、言い換えれば「人間の復興」に、どうつなげていくのかが問われている。

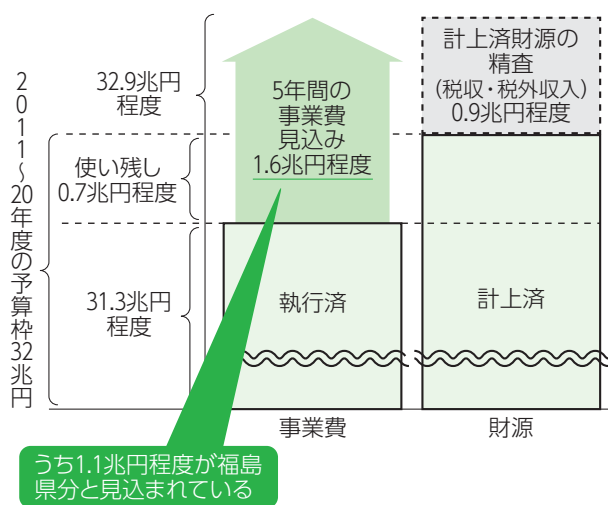
4 大きく変わった政策の 枠組み

ここで、復興政策の新たな枠組みを確認しておきたい。前述のとおり、復興・創生期間は20年度で終了したが、国は21～25年度を「第2期復興・創生期間」と位置づけ、復興政策の継続を掲げている。21年3月までだった復興庁の設置期間も10年間延長された。特に、原子力災害被災地（福島県）については、21年3月9日に閣議決定された新たな復興基本方針に「引き続き国が前面に立って取り組む」と明記した。

復興予算は、11～20年度に計上された約32兆円のうち「使い残し」分の約7,000億円に確保済み財源約9,000億円を加えた約1.6兆円が21～25年度の予算フレームになり、うち7割近い1.1兆円程度が福島県分と見込まれている（第3図）。

全体の規模感「10年間で32兆円」が「5年間で1.6兆円」と、10分の1に縮小するわけだが、これは津波被災地を中心に大型インフラ整備が一巡したことが大きい。福島県は避難指示解除時期による地域差が大きい、解除から数年を経たある自治体の農政担当者は「福島再生加速化交付金を使った大型の新規事業を申請することは今後、想定していない」と話す。

第3図 2021～25年度の復興予算の枠組み



出典 復興庁(一部加筆)

また、政府は今年2月8日に福島復興再生特別措置法の改正案を閣議決定した。その柱は、国際的な研究開発拠点の整備や人材育成である。南相馬市の「福島ロボットテストフィールド」など、従来も取り組んできた「福島イノベーション・コースト構想」を一段と大きく展開していく方向であろう。福島第1原発の廃炉という難題を逆手に取り、福島をロボット技術などハイテクの集積地にしていく「未来志向」の発想と言える。

しかし、その先に住民主体の「人間の復興」や地域の「にぎわい」は描きにくい。こうした先端産業は知識集約型で雇用創出効果も限定的であり、そこにかかわることのできるスキルを持った人材は限られよう。イノベーションの成果はスマート農業などへの応用もうたわれているが、住民の暮らしや地域経済から遊離した「復興のショーケース」になりかねない危うさをはらんで

いる。

5 求められる「中央依存」脱却

もう一つの課題は、地域経済と自治体財政の「復興施策からの卒業」である。

震災・原発事故からの復興を進めるため、この11年間に被災地には中央から多額の財政資金が投入された。最も大きいのは、社会インフラや公共施設、産業の基盤設備といったハード整備である。平時の事業であれば地元自治体も事業費の一定割合を負担するが、多くの事業は全額国費で実施された。水田の基盤整備など農業関連の公共事業の場合、受益者である農業者も負担を求められるのが通例だが、それも免除された。

そのことと「予算があるうちに事業申請をしないと乗り遅れる」という自治体側の焦りから、現場ニーズの丁寧な把握と合意形成、費用対効果の検証などが甘くなった面もある。

いずれにせよ、被災地の地域経済と自治体財政は、復興施策によって急激に「外部依存度」を高めた。経済産業省と内閣官房が運用する地域経済分析システム（RESAS）によって南相馬市の経済構造をみると、10年に83.2%だった地域経済循環率は、15年(注4)には54.5%にまで下がっている。復興事業や除染作業で域外から潤沢なマネーが流入するものの、その多くが結局は域外へ流出していくという「漏れバケツ」型の経済構造になったことが読み取れる。

自治体の財政事情も同様である。第4図^(注5)に同市の普通会計決算額の推移を示したが、同じ15年をピークに「震災関連事業」によって財政規模が急膨張している。

復興事業による投資的経費の増加は一過性のものだが、こうした膨張は財政構造に不可逆的な変化をもたらす。建設された社会インフラや公共施設等を維持していくための経常的経費が増大するからである。同市が公表する19年度決算資料は、物件費・人件費など経常的経費の増加で財政構造が硬直化する傾向があることを認め、市税や地方交付税が減っていくなかで「歳入に見合った財政規模への転換が必要」との危機感を率直に表明している。

歳入面も不安が大きい。現状では原発避難者特例法^(注6)により、帰還していない住民も避難先の自治体から医療・福祉・教育などの行政サービスを受けられるが、将来的にこの特例が廃止された場合、住民票を避難先自治体に移す人が増え、被災地自治体の税収はさらに減ることが予想される。

特例法の問題を抜きにしても、被災地の自治体財政を取り巻く環境は今後、厳しさ

を増していく。災害による人口減少や産業の衰退で税収が細る半面、復興事業で整備された公共施設やインフラの維持管理費が財政を圧迫していくからである。

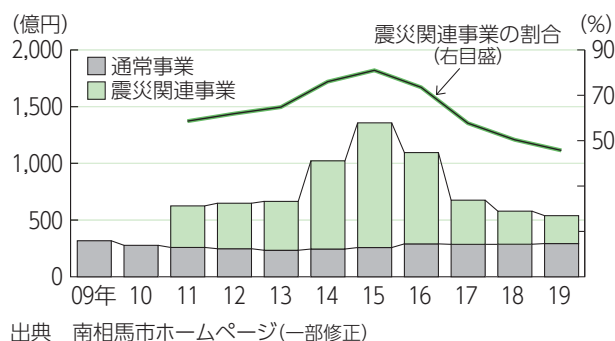
楡葉町では、19年4月に温水プールなどを備えた大型スポーツ施設「ならはスカイアリーナ」がオープンした。朝日新聞（20年3月9日付デジタル版）によると、若い世代の帰還の呼び水になると期待され、約40億円の事業費の大半に福島再生加速化交付金が充てられた。しかし、年間約7,000万円の維持管理費に対し、利用者が支払う使用料は2,400万円程度と見込まれ、不足分は福島第2原発の廃炉に伴う交付金によって補うという。

こうした図式は被災地に限らず、公共事業や原発への依存度が高い地域に広くみられる。福島第1原発が立地する双葉町は、かつて電源3法交付金などの「原発マネー」^(注7)で潤い、スポーツ・文化施設などを次々と建設したが、結果的にはかえって財政が悪化した。窮地に陥った双葉町は1991年、新たな原子炉の増設を東京電力に陳情している^(注8)。

過去に成功体験や慣行にとらわれ、不合理な選択を続けてしまうことを「経路依存」と呼ぶ。双葉町が陥った「原発マネーのわな」もその好例だが、復興政策にも同様の落とし穴がある。中央依存型の復興から「内発的復興」への転換が大きな課題と言えよう。

(注4) 生産（付加価値額）を分配（所得）で除した値で、地域経済の自立度を示す指標。この数値が低いほど域外から流入する所得への依存度が高い。地域経済循環率は大都市圏ほど高い傾

第4図 南相馬市の普通会計決算額



向があり、たとえば15年における東京都千代田区の地域経済循環率は775.2%になっている。

(注5) 普通会計とは、地方自治体の会計を総務省の基準で読み替えたもの。自治体ごとに会計基準が違いため、自治体間の比較をする場合などは普通会計を使う。

(注6) 原子力被災12市町村にいわき市を加えた13市町村の住民について、住民票を移さなくても避難先の自治体から基礎的な行政サービスを受けられるようにした法律。

(注7) 「電源3法」は1974年制定の電源開発促進税法・電源開発促進対策特別会計法・発電用施設周辺地域整備法の総称で、水力・火力等を含む発電所立地地域の自治体に交付金を出す制度。交付金は恒久的なものではなく、着工や運転開始から一定期間を経過すれば打ち切られる。原発建設で急増する固定資産税も広義の「原発マネー」だが、やはり設備の償却に伴い減っていく。

(注8) 東京電力も増設に前向きだったが、02年に発覚した検査記録の改ざん（いわゆる「トラブル隠し」）に県や双葉町などが反発し、増設計画は凍結された。その後、凍結は解除されたが、11年の事故で廃炉が決まり実現しなかった。

6 「外部人材」の獲得という課題

一方、昨年3月に打ち出された政府の新たな復興基本方針には、注目すべき別の文言も盛り込まれた。それは「新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大」である。

「移住・定住」や「関係人口」というキーワードは近年、地方創生の文脈で頻繁に言及されるようになった。「交流人口」は、観光やボランティア活動などで地域を訪れた人々だが、その人々が地域と継続的なかわりを持つようになれば「関係人口」となり、生活の拠点を移せば「移住・定住」に発展する（元の住居を残したまま「2地域居住」をするケースもある）。

リーマン・ショック（08年）や東日本大震災以降、若い世代を中心に地方移住を目指す「田園回帰」志向が強まったことは、内閣府の世論調査や移住相談事業を営む認定NPO法人ふるさと回帰支援センターの相談件数^(注9)にも表れている。人口減少と高齢化に悩む地方にとっては、地域再生の追い風になりうる現象である。

国もこうした動きを後押ししている。総務省によると、都市部の人が過疎地域に最長3年間居住し、地域活性化に貢献する「地域おこし協力隊」の隊員数は初年度（09年度）の89人から、20年度は5,560人にまで増えた。隊員の6割は任期終了後も同じ地域に定住しているという。

「外部人材」を呼び込むことで地域を活性化する手法は、もちろん被災地にも有効である。これまで福島復興は「住民の帰還」を基本に進められてきた。しかし、その限界を国が認めざるを得なくなったとみることもできよう。

(注9) たとえば14年度に内閣府が実施した「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」によると、都市圏に住む人で「地方に移住してもよいと思う」と答えた人は全体の21.3%で、20代では34.1%に上った。また、ふるさと回帰支援センターによると、東京における移住相談（問合せ・来訪）件数は09年度の4,022件から19年度の4万9,760件へと12倍に増えた（20年度は新型コロナウイルスの影響で来訪者が急減したため、4万729件にとどまった）。

7 移住者をめぐる地域の動向

実は、移住の動きは以前から盛んで、川内村は原発事故以降の移住者が既に約400

人に上っている。飯舘村も今年2月1日時点で転入者が193人、葛尾村は1月1日時点で130人に達したと公表している。典型的な中山間地域であるこの3村への移住者が多いのは「田園回帰」の潮流を反映しているようで興味深い。

誤解を恐れずに言えば、被災地は関係人口や移住者の獲得において有利かもしれない。原発事故直後は、放射線被ばくへの不安を抱く人が多かったが、一方で事故をきっかけに関心を抱き、ボランティア活動や視察旅行で訪れた人も少なくない。それをきっかけに地域と関係を深め「復興に継続的にかかわりたい」という動機を持つに至った人もいる。

移住に際しては国や自治体から手厚いサポートがあり、家屋や農地も取得・利用しやすい。福島県は昨年、12市町村へ転入した世帯に最大200万円、単身者で最大120万円の支援金を給付する制度を創設した。各市町村も住居の提供などによる移住者の呼び込みに熱心で、南相馬市は5年以上住む意思のある転入者を対象に、住宅取得や賃貸住宅入居を支援する奨励金を交付している。この奨励策や地域おこし協力隊制度を利用して同市（避難指示が出なかった地域を含む）に移住した人の数は17～20年度に320人を数え、その8割にあたる265人は30代以下だった。

筆者が出会った特徴的な移住者を紹介しておきたい。一人は、20年8月に飯舘村で訪問看護ステーション「あがべご」を開いた東京都出身の星野勝弥さん（69）＝写真＝



飯舘村に移住し訪問看護ステーション「あがべご」を開所した星野勝弥さん＝21年10月

である。高校教諭から保健師・看護師の資格を取り、訪問看護師に転職したという異色の経歴を持つ星野さんは、村の避難指示が解除された17年に移住し、地域包括支援センターの保健師として勤務した後「あがべご」を開所した。原発問題への関心もあって被災地に「当事者」としてかかわることを決意し、村に帰還した高齢者の健康を支えている。

東京都出身の矢野淳さん、福島市出身の松本奈々さん、仙台市出身の松尾洋輝さんの3人＝写真＝は、いずれも20代で飯舘村



飯舘村に移住し地域活性化のプロジェクトに取り組む（左から）矢野淳さん、松本奈々さん、松尾洋輝さん＝21年10月

に飛び込んだ。矢野さんは両親と一緒に移住し、松本さんと松尾さんは地域おこし協力隊員として来村した。松本さんと矢野さんは21年1月に合同会社「MARBLiNG（マーブリング）」を設立、ホームセンターだった空き店舗をアートイベントなど地域活動の拠点に改装するプロジェクトに取り組み、そこに松尾さんも参加している。

結びにかえて

東日本大震災と福島第1原発事故から10年の節目を過ぎ、被災地に関する報道は大きく減った。その後も相次ぐ大規模災害や新型コロナウイルスのまん延等を考えれば、世間の関心度が下がるのは仕方のないことであろう。かつて報道の世界に身を置いた者として、それを非難する気持ちにはなれない。

しかし、被災地が直面した課題や得られた教訓が「次」に生かされず、ただ忘れ去られていくだけだとしたら、これほど残念なこともない。22年3月2日付の朝日新聞には、災害後の復興の流れを事前に定めておく「復興事前準備」（いわゆる事前復興）について、全国で約4割の市町村が策定作業にも着手していないという国土交通省の調査結果が報じられた。他の調査では「他の業務負担が大きく、検討の時間が確保できない」「イメージがつかめず、何をすればよいかわからない」といった自治体関係者の声が上がったという。

しかし、災害への備えは行政の最も重要

な機能の一つである。そして、防災や復興を考えることは地域が「いま抱えている」課題への気付きにもつながる。その意味でも、東北をはじめとした被災地の体験に学び、地域の未来について住民ぐるみで議論を深めてほしいと思う。

特に大切なのは「復興とはそもそも何なのか」という本質論である。社会インフラや公共施設、産業の基盤設備といった「ハードの復興」が完了しても、その中身である人々の暮らしや幸福感の回復、すなわち「人間の復興」が伴わないという問題は、古くは関東大震災（1923年）で指摘され、阪神・淡路大震災（95年）の復興についても同様の批判があった。

今日の福島では、そもそも避難指示解除というスタートラインにすら立てていない地域があり、解除から相応の年月を経た地域の現状も「にぎわい」や活力を取り戻したというにはほど遠い。ある意味では、これからが復興の正念場かもしれない。

モノ・カネ主体の復興支援が縮小していくなかで、今後、大きな役割を担うのは「人」であり、人と人との新たな「つながり」であろう。原発事故は社会に大きな分断をもたらしたが、一方では多様な出会いや結びつきも生み出した。その「機縁」にこそ、希望の種が埋め込まれているように思う。

福島県いわき市で「ローカルアクティビスト」として活躍し、福島海産物の安全性を検証する市民活動「いわき海洋調べ隊うみラボ」の中心メンバーでもあった小松

理虔氏は、著書『地方を生きる』で、このように書いている。

「あの災害は、社会にさまざまなエラーを生み出しました。会うはずない人が出会い、起きるはずない出来事が起き、生まれるはずのないものが生まれたわけです。ぼくたちは、その『不確実性の希望』を、震災で感じたはずです」

「禍を転じて福と為す」の言葉どおり、そのエラーから地域の未来が開けていくこと

を信じたい。

<参考文献>

- ・NHKアーカイブス (2014)「戦後史証言プロジェクト 日本人は何をめざしてきたのか 地方から見た戦後・第5回 福島・浜通り 原発と生きた町」
- ・NHK福島 NEWS WEB (2022)「データで見る震災・原発事故」
- ・小松理虔 (2021)『地方を生きる』筑摩書房
- ・福島民報、読売新聞、朝日新聞 (掲載時期は本文中に表記)

(ゆきとも わたる)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2021

A4判 186頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

〈発行〉 2022年1月